

(案)

令和 7 年度沖縄県海岸漂着物モニタリング調査等業務
委託契約書

令和 7 年度沖縄県海岸漂着物モニタリング調査等業務 委託契約書

沖縄県知事（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、以下の条項により業務委託契約を締結する。

（委託業務の内容）

- 第 1 条 甲は、令和 7 年度沖縄県海岸漂着物モニタリング調査等業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受諾する。
- 2 乙は、この契約書及び別添仕様書に従い、委託業務を実施し、その成果を甲に報告するものとする。

（委託業務の名称、履行期間、契約金額）

第 2 条 委託業務の名称、履行期間、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 1) 委託業務の名称 令和 7 年度沖縄県海岸漂着物モニタリング調査等業務
- 2) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 25 日まで
- 3) 契約金額 金 〇〇〇円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、〇〇〇円）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額（委託料）に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

ただし、支払額は仕様書に基づき精算し、支払額の上限額は契約金額とする。

（消費税率の改定に伴う留意事項）

第 3 条 本契約の契約期間中途において消費税率の率が改定された場合には、甲乙協議のうえ、改定後の税率により定めるものとする。

（契約保証金）

第 4 条 契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項に認められる場合は免除とする。

（業務実施計画書の提出）

- 第 5 条 乙は、この契約書締結後 14 日以内に仕様書に基づいて業務実施計画書を作成し、甲に提出し、甲の承認を得なければならない。当該計画書が変更された場合も同様とする。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受領した日から 7 日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

- 3 乙は、甲の承認を得た実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。
- 4 甲又は乙の都合により実施計画の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。
- 5 前項の協議が整った場合には第1項の規定に準じ14日以内に変更業務実施計画書を作成し甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

(計画変更等による契約変更)

第6条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の実施の途中において、契約金額、委託期間又は実施計画書で定められた内容における主要な部分を変更する必要があるとき。
 - (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 前項の変更に係る手続きについては、乙が変更業務実施計画書1通を原則として当初の委託期間の末日の14日前までに(前項第2号の変更にあっては、速やかに)甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。

(報告の聴取等)

第7条 甲は必要があるときは、乙に対し委託業務の実施状況について、報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示をすることができる。

(委託業務完了報告書等の提出)

- 第8条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲の定めるところにより、委託業務完了報告書、精算報告書の他、別添仕様書に定める提出物(以下、「委託業務完了報告書等」という。)を作成し、甲の検査及び確認を受けなければならない。
- 2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、速やかに自己の負担において当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 3 前2項の規定による検査又は再検査に合格したときをもって、委託業務が完了したものとする。

(額の確定等)

- 第9条 甲は、前条の規定により実施した検査の結果が、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払いすべき委託料の額(以下、「精算額」という。)を確定し、乙に通知するものとする。
- 2 前項の精算額は、委託事業に要した経費の実支出額と第2条に規定する契約額のいずれか低い額とする。

(委託料の請求及び支払い)

第10条 甲は、委託事業の処理に対して、前条第1項の通知後、次の各号の区分に応じた金額を、乙の請求に基づき、所定の手続を経て支払うものとする。

- (1) 委託業務完了に伴う報告書の提出があり、甲の検査に合格し、精算額の確定の通知後、精算額を支払う。
 - (2) 精算額が契約金額に満たないときは、その精算額をもって契約金額とする。
- 2 甲は、前項の規定による乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(契約不適合責任)

- 第11条 甲は、第8条の委託業務完了報告書等の提出を受けた後、当該業務の契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、不適合を知った時から1年以内に受注者に対してその旨を通知する。
- 2 乙は、契約不適合が発見された場合、甲の指示に従い、契約不適合部分の補修に応じ、又はこれらに代え、あるいはこれらとともに当該契約不適合により甲が被った損害を甲に賠償する。乙は、乙の責めに帰することのできない事由によるものであることを理由に契約不適合責任を免れることはできないものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りではない。

(履行遅延の場合における損害金等)

- 第12条 乙は、履行期限内にこの契約に基づく義務を履行できないと判断したときは、すみやかにその旨を甲に申し出て、甲の指示に従うものとする。
- 2 前項の場合、沖縄県財務規則第109条第1項の規定に基づき、不可抗力、その他乙の責に帰することのできない場合を除いて、乙は遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し年2.5%の割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第13条 乙は、この契約によって生じる権利義務について、第三者に譲渡又は承継、若しくは担保に供してはならない。

(秘密の保持)

- 第14条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し委託業務の遂行の全部もしくは一部の停止を命じ、またはこの契約を解除することができる。
- (1) この契約に違反したとき。
 - (2) この委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。
 - (3) 乙またはその代理人その他契約の相手方の使用人が、甲が行う監督又は検査を妨げ

たとき。

(4) この委託業務を継続する意志がないものと甲が認めたとき。

- 2 前項の場合において、乙は甲に対し、契約の解除によって受けた損害の補償を請求することができないものとする。
- 3 第1項において、不可抗力、その他乙の責に帰することのできない場合を除いて、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。
- 4 前項において、乙は、甲が指定する期間内に違約金を納付しないときは、その期間を経過した日から違約金の納付日まで年2.5%の割合で計算した利息を違約金に加算して納付しなければならない。

(暴力団等の排除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前項に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、または下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 3 甲は、乙が、下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、または正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

4 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害の負担)

第 17 条 委託業務の実施に際して生じた損害（第三者の及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰する理由による場合は、この限りではない。

(費用の負担)

第 18 条 この契約に必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(無体財産権の帰属)

第 19 条 委託業務の成果に伴い、又は委託業務の遂行の過程において派生的に生じた著作権等（著作権法第 27 条第 28 条に規定する権利を含む。）の無体財産権は、甲に帰属する。

(帳簿等の整備保管)

第 20 条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確にしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を委託事業終了年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第 21 条 乙は、業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙が、本契約の履行において第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務の範囲は、甲が仕様書において指定した範囲とする。

5 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承諾を受けなければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請負わせようするときは、この限りでない。

6 乙は、前項により第三者に委託し、又は請負させた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

7 乙が第1項から第5項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(個人情報保護)

第22条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、沖縄県個人情報取扱事務委託等基準別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第23条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(疑義の解決)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として契約書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保持する。

令和7年〇月〇日

委託者(甲)	住所	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
	氏名	沖縄県知事 玉城 康裕

受託者(乙)	〇〇〇
	〇〇〇

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を

契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない

い。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。